

|      |              |
|------|--------------|
| 整理番号 | 消防 - 法不 - 58 |
|------|--------------|

**不利益処分個別票**

|                      |   |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）   |
| 処分課（担当）名             | 同上  |
| 処分の名称                | 高圧ガスの貯蔵所の技術基準適合命令   |
| 概要                   | 市長は、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の位置、構造及び設備が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該貯蔵所の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。  |
| 根拠法令等<br>及び条項        | 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第18条第3項<br>( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> ) |
| 処分基準                 | 高圧ガス保安法第18条第3項<br>都道府県知事は、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の位置、構造及び設備が第16条第2項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。                           |
| ホームページ               | <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>   |
| 備考                   |   |